

「限度額適用認定証」のマイオフィス申請を開始します

今般、「限度額適用認定証」において、発行までの時間を短縮するため、マイオフィスが使用できる方につきましては、マイオフィスのからの申請も受け付けを開始いたしますので、是非ご活用ください。

1. 変更事項

(1) 「限度額適用認定証」をマイオフィスメニュー「証明書発行申請」から、申請可能

※引き続き、紙の申請用紙「健康保険限度額適用認定証申請書」でも手続き可能です

※「健康保険特定疾病療養受療証交付証」・「健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証」

につきましては、従来通り、紙の申請用紙のみの手続きとなります


(2) 申請方法

マイオフィス-申請一覧-福利厚生-健康保険-証明書発行申請（健康保険組合）

※申請方法の詳細につきましては、「**2. 添付書類**」をご確認ください

(3) サービス開始日

即日

 9月より利用できる認定証を申請する場合は、(毎年9月更新)の案内をご確認ください

(4) 申請方法についてのご案内（添付資料）

- ・ [\(毎年9月更新\)「マイオフィスを使用した「限度額適用認定証」の申請手続きについて](#)
- ・ [\(通常月\)「マイオフィスを使用した「限度額適用認定証」の申請手続きについて](#)



2. その他

限度額適用認定申請書（紙）の書式を改訂しました。

マイオフィスがご利用できない場合には、新書式の申請書をご利用ください。

・ [健康保険限度額適用認定証申請書](#)

（医療機関名等の記入を不要とすることとし、項目欄を削除）

以 上

[お問い合わせ]

富士通健康保険組合) 事務サポートセンター

外線：044-738-3010※音声ガイダンスは【2】